

条 例

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十二号

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県民生委員の定数を定める条例（平成二十六年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表行田市の項中「百五十七人」を「百六十七人」に改め、同表所沢市の項中「四百九十六人」を「五百人」に改め、同表加須市の項中「二百三十六人」を「二百四十七人」に改め、同表春日部市の項中「三百四十七人」を「三百四十五人」に改め、同表上尾市の項中「三百二十五人」を「三百三十人」に改め、同表志木市の項中「八十四人」を「八十六人」に改め、同表久喜市の項中「二百九十人」を「二百九十一人」に改め、同表北本市の項中「百四十九人」を「百五十一人」に改め、同表坂戸市の項中「百四十九人」を「百五十人」に改め、同表ふじみ野市の項中「百七十三人」を「百七十五人」に改め、同表白岡市の項中「百五人」を「百八人」に改め、同表滑川町の項中「四十一人」を「四十三人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。